証券コード 6366
2016年6月3日

株　主　各　位

横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
千代田化工建設株式会社
代表取締役社長　澁 谷　省 吾

2015年度定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社2015年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2016年6月22日（水曜日）までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

インターネット等による議決権行使に際しましては、25頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬　具

記

1．日　　時　2016年6月23日（木曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。）

2．場　　所　横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
みなとみらいグランドセントラルタワー11階　当社講堂

3．目的事項

報告事項　1．2015年度（2015年４月１日から2016年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．2015年度（2015年４月１日から2016年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する当社株主様１名とさせていただきます。

◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chiyoda-corp.com/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表及び連結株主資本等変動計算書

②計算書類の個別注記表及び株主資本等変動計算書

従いまして、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chiyoda-corp.com/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、当社は、事業領域拡大などのため財務体質の強化を図りつつ株主の皆様への利益還元に配慮した利益配分を行うため親会社株主に帰属する当期純利益の30％以上を期末配当金とすることを目標としております。

当期は、前期に比して大幅な減益となりましたが、特別損失を除外した利益水準をもとに、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金　銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円　　総額　2,589,844,670円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2016年６月24日

【ご参考】第2号議案から第7号議案に係る参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行したいと考えております。本総会では第2号議案から第7号議案までの議案は、いずれも当該移行に関連するものですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴及び当社が監査等委員会設置会社への移行を選択するに至った理由について、ご説明申しあげます。

■ 監査等委員会設置会社の特徴

新たに創設された監査等委員会設置会社では、従来の監査役会設置会社と異なる設計が採用されており、その概要は次のとおりです。

●監査等委員会設置会社では、監査役や監査役会は置かれず、代わりに、3人以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会が置かれます。

●監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有しており、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）に関与します。このほか、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の選解任及び報酬について、また、監査等委員会が選定する監査等委員は監査等委員でない取締役の選解任及び報酬について、それぞれ株主総会で意見を述べる権限を有しています。これらの点から、監査等委員会設置会社は、監査役会設置会社に比べ、監督機能が強化されているといえます。

●監査等委員会設置会社においては、取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定めが定款に規定されている場合には、重要な業務執行の決定を大幅に取締役に委任することができます。これにより、監査等委員会設置会社に移行後は、業務執行に対する監督が取締役会の役割の中心になるとともに、業務執行者による迅速な意思決定と機動的な業務執行をすることが可能となります。

■ 監査等委員会設置会社に移行する理由

当社は、上述のような特徴を備えた監査等委員会設置会社に移行することにより、経営の健全性と透明性の向上及び迅速な意思決定を図り、さらなる企業価値の向上を目指します。また、監査等委員会を構成する取締役のうち少なくとも2名を独立社外取締役にする体制とし、監督機能の強化を図ります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（1）当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。

（2）現行定款第35条（監査役の責任免除等）の削除に伴い、その経過措置として附則を新設するものです。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（3）その他条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うものです。

本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
第４条　本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条　本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削除） ３．会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第６条～第11条（条文省略）	第６条～第11条（現行どおり）
第３章　株 主 総 会	第３章　株 主 総 会
第12条～第17条（条文省略）	第12条～第17条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役、取締役会および執行役員	第４章　取締役、取締役会および執行役員
（取締役の員数） 第18条　本会社の取締役は12名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は４名以内とする。
（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、累積投票によらず、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。	（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。 取締役の選任決議は、累積投票によらず、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき本会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき本会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長および取締役社長を選定することができる。
第22条（条文省略）	第22条（現行どおり）
（取締役会の招集） 第23条　取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは取締役社長がこれに代り、取締役社長もまた事故あるときは取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。 取締役会は、各取締役および各監査役に対し会日の２日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。	（取締役会の招集） 第23条　取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは取締役社長がこれに代り、取締役社長もまた事故あるときは取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。 取締役会は、各取締役に対し会日の２日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。
（取締役会の決議の省略） 第24条　本会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第24条　本会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第25条（条文省略）	第25条（現行どおり）
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　本会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条（条文省略）	第27条（現行どおり）
第27条（条文省略）	第28条（現行どおり）
（新設）	（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬およびその他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。
第28条（条文省略）	第30条（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第29条　本会社の監査役は４名以内とする。	（削除）
（監査役の選任） 第30条　監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集） 第33条　監査役会は、各監査役に対し会日の２日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。	（削除）
（監査役会に関する規定） 第34条　監査役会に関する事項は、本定款に定めるもののほか監査役会で定める監査役会規定による。	（削除）
（監査役の責任免除等） 第35条　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第１項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令に定める範囲内で、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を免除することができる。 本会社は、監査役との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第427条第１項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集） 第31条　監査等委員会は、各監査等委員に対し会日の２日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会に関する規定） 第33条　監査等委員会に関する事項は、本定款に定めるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規定による。
第６章　計　算 第36条～第38条（条文省略）	第６章　計　算 第34条～第36条（現行どおり）
（新設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） １．2016年６月開催の2015年度定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 ２．2016年６月開催の2015年度定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生ずるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

【候補者一覧】

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	澁谷 省吾（しぶや しょうご）	代表取締役社長	再任
2	中垣 啓一（なかがき けいいち）	代表取締役副社長執行役員 企画管理管掌 兼 ｵﾌｼｮｱ･ｱｯﾌﾟｽﾄﾘｰﾑ事業本部長	再任
3	小川 博（おがわ ひろし）	代表取締役副社長執行役員 ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ管掌 兼 ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ本部長	再任
4	川嶋 誠人（かわしま まさひと）	代表取締役専務執行役員 ＣＦＯ 兼 ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ管掌	再任
5	長坂 勝雄（ながさか かつお）	取締役専務執行役員 営業本部長	再任
6	児島 雅彦（こじま まさひこ）	取締役専務執行役員 企画管理本部長	再任
7	清水 良亮（しみず りょうすけ）	取締役常務執行役員 ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ開発事業本部長	再任
8	佐原 新（さはら あらた）	取締役常務執行役員 石油・化学・資源事業本部長	再任
9	田中 伸男（たなか のぶお） 社外取締役候補者	取締役	再任 独立役員
10	中川 哲志（なかがわ てつじ） 社外取締役候補者		新任

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の普通株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>しぶ　や　しょう　ご
澁 谷 省 吾
(1951年 2 月 6 日生)
</td><td>1976年 4 月　当社入社
2005年 7 月　当社ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ本部長
2009年 6 月　当社執行役員、ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ本部長兼ﾊﾟﾜｰﾌﾟﾗﾝﾄ室長
2010年 6 月　当社常務執行役員、技術部門副部門長
2010年 7 月　当社常務執行役員、技術部門長
2011年 6 月　当社取締役常務執行役員、技術部門長
2012年 4 月　当社取締役常務執行役員、技術本部長
2013年 4 月　当社代表取締役社長(現任)</td><td>54,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
澁谷省吾氏は、技術部門長などを経て、2011年６月に当社取締役に就任、2013年４月より代表取締役社長を務めております。ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ会社である当社及び当社ｸﾞﾙｰﾌﾟの事業運営について豊富な経験と実績を有し、経営全般を統括しております。そのｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>なか　がき　けい　いち
中 垣 啓 一
(1952年 6 月10日生)
</td><td>1975年 4 月　三菱商事株式会社入社
1995年 8 月　同社化学ﾌﾟﾗﾝﾄ部
2000年11月　同社ｼﾞｬｶﾙﾀ駐在事務所
2004年 5 月　同社機械ｸﾞﾙｰﾌﾟCEOｵﾌｨｽ経営計画担当
2007年 4 月　同社機械ｸﾞﾙｰﾌﾟCEOｵﾌｨｽ室長
2008年 4 月　同社執行役員、ｲﾝﾄﾞ三菱商事会社社長
2013年 6 月　当社代表取締役副社長執行役員、企画管理管掌
2013年 7 月　当社代表取締役副社長執行役員
企画管理管掌兼ｵﾌｼｮｱ・ｱｯﾌﾟｽﾄﾘｰﾑ事業本部長(現任)</td><td>15,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
中垣啓一氏は、三菱商事株式会社執行役員、ｲﾝﾄﾞ三菱商事会社社長などを歴任した後、2013年６月より当社代表取締役副社長に就任し、企画管理管掌を務め、また、重要な成長戦略のひとつであるｵﾌｼｮｱ・ｱｯﾌﾟｽﾄﾘｰﾑ分野に係る戦略を統括しております。そのｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3	お　がわ　　ひろし 小　川　　博 (1952年 8 月19日生) 	1977年 4 月　当社入社 2004年 7 月　当社ｶﾀｰﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ本部長 2005年 6 月　当社執行役員、ｶﾀｰﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ本部長 2006年 6 月　当社常務執行役員、ｶﾀｰﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ本部長 2007年 6 月　当社常務取締役兼執行役員、海外ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ副統括 兼ｶﾀｰﾙ第１ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ本部長 2010年 6 月　当社代表取締役専務執行役員、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ部門長 2013年 4 月　当社代表取締役副社長執行役員 ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ本部長 2015年 4 月　当社代表取締役副社長執行役員 ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ管掌兼ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ本部長（現任）	55,000株
	＜候補者とした理由＞ 小川博氏は、ｶﾀｰﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ本部長を経て、2007年６月に当社常務取締役に就任、2013年４月より代表取締役副社長を務めており、当社のｺｱ事業であるｶﾞｽ・LNG分野をはじめﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ全般を統括しております。そのｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	かわ　しま　まさ　ひと 川　嶋　誠　人 (1953年 8 月 5 日生) 	1976年 4 月　株式会社三菱銀行入行 2001年 5 月　株式会社東京三菱銀行審査第二部長 2002年11月　同行大伝馬町支社長 2004年 5 月　同行大阪支社副支社長 2006年 6 月　三菱UFJｷｬﾋﾟﾀﾙ株式会社 代表取締役常務取締役 2009年 6 月　ｴﾑ・ﾕｰ・ﾌﾛﾝﾃｨｱ債権回収株式会社 代表取締役副社長 2010年11月　当社顧問 2011年 4 月　当社専務執行役員CFO 2011年 6 月　当社代表取締役専務執行役員CFO 2015年 4 月　当社代表取締役専務執行役員 CFO 兼 ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ管掌（現任）	37,000株
	＜候補者とした理由＞ 川嶋誠人氏は、株式会社東京三菱銀行大伝馬町支社長、ｴﾑ・ﾕｰ・ﾌﾛﾝﾃｨｱ債権回収株式会社代表取締役副社長などを歴任した後、2011年６月より当社代表取締役に就任し、最高財務責任者（CFO）を務めております。その幅広い職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の普通株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>ながさか　かつお
長坂　勝雄
(1953年５月26日生)
</td><td>1976年４月　当社入社
1997年11月　当社海外営業２部長
2004年１月　当社海外営業本部長
2010年６月　当社執行役員、営業第２本部長
2012年４月　当社常務執行役員、営業本部長
2012年６月　当社取締役常務執行役員、営業本部長
2013年４月　当社取締役専務執行役員、営業本部長(現任)</td><td>33,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
長坂勝雄氏は、入社以来、海外部門の営業に長く携わり、2012年６月に当社取締役に就任、当社の営業全般を統括しております。そのｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>こじま　まさひこ
児島　雅彦
(1955年５月23日生)
</td><td>1978年４月　三菱商事株式会社入社
1985年４月　米国三菱商事
1995年７月　三菱商事ｼﾞｬｶﾙﾀ駐在事務所
1997年１月　同社ﾏﾆﾗ支店 機械部長
2003年５月　英国三菱商事 機械部長
2006年４月　三菱商事株式会社 化学ﾌﾟﾗﾝﾄﾕﾆｯﾄﾏﾈｰｼﾞｬｰ
2009年７月　当社執行役員、事業推進室長
2010年７月　当社常務執行役員、経営企画本部長
2012年４月　当社常務執行役員、企画管理本部長
2013年６月　当社取締役常務執行役員、企画管理本部長
2015年４月　当社取締役専務執行役員、企画管理本部長（現任）</td><td>21,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
児島雅彦氏は、三菱商事株式会社を経て、2013年６月に当社取締役に就任し、当社の企画管理全般を統括しております。そのｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の普通株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>清水 良亮（しみず りょうすけ）
(1955年１月27日生)
</td><td>1979年４月　当社入社
2001年６月　当社海外ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ計画本部ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ部長
2009年６月　当社執行役員、経営企画副統括兼経営企画本部長
2011年４月　当社執行役員、ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝ推進本部長
2012年４月　当社常務執行役員、ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ本部長
2012年６月　当社取締役常務執行役員
ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ本部長
2013年４月　当社取締役常務執行役員、技術本部長
2015年４月　当社取締役常務執行役員
ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ開発事業本部長（現任）</td><td>25,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
清水良亮氏は、ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ本部長などを経て、2012年６月に当社取締役に就任、技術本部長を務めた後、現在は新規事業を統括しております。そのｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>佐原 新（さはら あらた）
(1956年６月27日生)
</td><td>1980年４月　当社入社
2009年７月　当社海外第1ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ本部 本部長代行
2014年４月　当社執行役員、石油･化学･資源事業本部長
2015年４月　当社常務執行役員、石油･化学･資源事業本部長
2015年６月　当社取締役常務執行役員
石油･化学･資源事業本部長（現任）</td><td>9,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
佐原新氏は、海外第1ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ本部 本部長代行などを経て、2015年６月に当社取締役に就任、当社のｺｱ事業のひとつである石油･化学･資源分野のﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを統括しております。そのｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
9	田中伸男（たなかのぶお） (1950年 3月 3日生) 	1973年４月　通商産業省（現経済産業省）入省 1991年10月　経済協力開発機構 科学技術工業局長 1995年６月　通商産業省産業政策局 産業資金課長 1998年６月　外務省 在ｱﾒﾘｶ合衆国日本大使館公使 2000年６月　独立行政法人経済産業研究所 副所長 2002年１月　経済産業省通商政策局 通商機構部長 2004年７月　経済協力開発機構 科学技術産業局長 2007年９月　国際ｴﾈﾙｷﾞｰ機関 事務局長 2012年６月　帝人株式会社 社外監査役（現任） 2013年６月　ｲﾉﾃｯｸ株式会社 社外監査役（現任） 2015年４月　公益財団法人笹川平和財団 理事長（現任） 2015年６月　当社取締役（現任）	0株
	＜候補者とした理由＞ 田中伸男氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国際ｴﾈﾙｷﾞｰ機関事務局長として培われたｴﾈﾙｷﾞｰ分野における豊富な経験･知見等を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し引き続き社外取締役候補者といたしました。		
※10	中川哲志（なかがわてつじ） (1960年 1月25日生) 	1983年４月　三菱商事株式会社入社 2007年３月　Diamond Generating Corporation社長 2011年７月　三菱商事株式会社 新ｴﾈﾙｷﾞｰ･電力事業本部 米州事業ﾕﾆｯﾄﾏﾈｰｼﾞｬｰ 2013年４月　同社環境･ｲﾝﾌﾗ事業本部副本部長 兼 水事業第二部長 2014年４月　同社執行役員、新ｴﾈﾙｷﾞｰ･電力事業本部長 2016年４月　同社執行役員、ｲﾝﾌﾗ事業本部長（現任）	0株
	＜候補者とした理由＞ 中川哲志氏は、Diamond Generating Corporation社長、三菱商事株式会社執行役員などを歴任されていることから、そのｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな経験を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．CEO：最高経営責任者　CFO：最高財務責任者
４．田中伸男氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。なお、当社の社外取締役の独立性基準（22頁ご参照）を満たしております。
５．田中伸男氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。
６．当社は、田中伸男氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、田中伸男氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
７．中川哲志氏は、社外取締役候補者であります。
８．中川哲志氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【候補者一覧】

候補者番号	氏　名	当社における地位、担当	
1	小林幹生 社外取締役候補者	監査役	新任 独立役員
2	高石英明		新任
3	今出川幸寛 社外取締役候補者	監査役	新任 独立役員

番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
※1	小林幹生 (1954年８月16日生) 	1977年４月　三菱信託銀行株式会社入社 2000年４月　同社ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ支店長 2004年３月　同社営業第１部長 2005年６月　同社執行役員営業第１部長 2005年10月　三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員営業第１部長 2007年６月　菱進ｸﾚｼﾞｯﾄｻｰﾋﾞｽ株式会社代表取締役社長 2008年６月　株式会社日本ﾌﾟﾛﾊﾟﾃｨ・ｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ 代表取締役副社長 2014年６月　当社監査役（現任）	2,000株

＜候補者とした理由＞

小林幹生氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員を経て、菱進ｸﾚｼﾞｯﾄｻｰﾋﾞｽ株式会社代表取締役社長及び株式会社日本ﾌﾟﾛﾊﾟﾃｨ・ｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ代表取締役副社長を歴任し、現在当社社外監査役として中立かつ客観的視点から適切な意見をいただいております。こうした実績を踏まえ、同氏の経験を経営の監査等に活用していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の普通株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">※2</td><td>高石英明
(1958年10月７日生)
</td><td>1983年４月　三菱商事株式会社入社
1990年７月　同社資本市場部
2005年８月　豪州Mitsubishi Development Pty Ltd. CFO
2010年４月　三菱商事株式会社 監査部部長代行
2011年４月　同社ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ部門管理部部長
2014年７月　日本ﾀﾀ･ｺﾝｻﾙﾀﾝｼｰ･ｻｰﾋﾞｽﾞ株式会社 執行役員副社長
2015年４月　同社副社長 管理担当（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
高石英明氏は、三菱商事株式会社の経理財務及び管理部門の責任者などを歴任しており、日本ﾀﾀ･ｺﾝｻﾙﾀﾝｼｰ･ｻｰﾋﾞｽﾞ株式会社での執行役員副社長の経験も活かして、専門的・客観的視点からの監査により、当社経営の健全性確保に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※3</td><td>今出川幸寛
(1946年11月16日生)
</td><td>1979年４月　弁護士登録（東京弁護士会）
2002年６月　当社監査役（現任）</td><td>9,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
今出川幸寛氏は、弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、現在、当社社外監査役として専門的・客観的立場から適切な意見をいただいております。こうした実績を踏まえ、同氏の経験を経営の監査等に活用していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由及び約14年に亘り社外監査役として当社の経営の健全性確保に貢献していただいております。</td></tr>
</table>

（注）1．※印は、新任の取締役候補者であります。
2．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3．小林幹生氏、今出川幸寛氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
4．当社は、小林幹生氏、今出川幸寛氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。なお、当社の社外取締役の独立性基準（22頁ご参照）を満たしております。
5．小林幹生氏、高石英明氏、今出川幸寛氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生ずるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
岡田理樹 (1959年１月９日生) 	1988年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 石井法律事務所入所 1997年４月　同ﾊﾟｰﾄﾅｰ（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ｲﾝﾀｰﾈｯﾄｲﾆｼｱﾃｨﾌﾞ 社外監査役	0株
＜候補者とした理由＞ 岡田理樹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と経験を活かして、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．岡田理樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．岡田理樹氏は、当社の社外取締役の独立性基準（22頁ご参照）を満たしております。

４．岡田理樹氏が選任された場合において同氏が監査等委員である社外取締役に就任するときには、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

【ご参考】 独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定と経営監督の実現を図るため、高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つ者から社外取締役（会社法第2条第15号に定める要件を満たす者）を選任する。この社外取締役の独立性について、当社は、（株）東京証券取引所の定める独立性に関する判断要素を基礎として、以下のいずれの項目にも該当しない場合には独立性を有すると判断する。

1．主要な取引先
（1）当社を主要な取引先とする者（注１）またはその業務執行者
（2）当社の主要な取引先（注2）またはその業務執行者
2．専門家
当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家またはその団体に属している者
3．主要株主
当社の主要株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
4．寄付先
当社が年間1,000万円を超える寄付を行っている先またはその業務執行者
5．過去要件
過去10年間において、上記１から４のいずれかに該当していた者
6．近親者
次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
（1）上記１から５のいずれかに該当する者
（2）当社またはその子会社の取締役、執行役員または重要な使用人（注3）
7．前各号のほか、当社と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事情を有している者

当社取締役会は、この判断基準の下、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として指名するよう努める。

注１：「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%相当額または１億円以上のいずれか高い方の支払を当社から受けた者をいう。
注２：「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%相当額以上の取引のあった者または直近事業年度における当社の連結総資産の2%相当額以上を当社に融資している者をいう。
注３：「重要な使用人」とは、本部長以上の使用人をいう。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、以下のとおり監査等委員以外の取締役の報酬額についてご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬額については、2006年６月22日開催の第78回定時株主総会において、毎期の成果に対応した業績連動報酬として、連結当期純利益や配当金の水準といった定量的な要素に加えて経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、年額２億円以内かつ連結当期純利益の額の１％以内として運用すること、また、2009年６月23日開催の第81回定時株主総会において、職責に対応した基本報酬として年額３億円以内、長期的な業績向上に連動した自社株式取得目的報酬として年額９千万円以内（以下、本議案において、これらを総称して「現行の報酬制度」という。）とすることをそれぞれご承認頂き、今日に至っております。

新たに定める監査等委員以外の取締役の報酬額につきましては、現行の報酬制度を踏襲し、引き続き、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとして、次のとおりとさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には取締役兼執行役員の執行役員としての報酬も含むことといたします。

区分（名称）	報酬の考え方	報酬制度の概要
基本報酬	職責に対応	年額3億円以内とする。
業績連動報酬	毎年の成果に対応	親会社株主に帰属する当期純利益や配当金の水準といった定量的な要素に加え、経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、年額2億円以内かつ親会社株主に帰属する当期純利益の額の1％以内として運用する。
自社株式取得目的報酬	長期的な業績向上に連動	年額9千万円以内。監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く）は役員持株会を通じて自社株式を取得する。

（注）社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

現在の取締役は10名（うち社外取締役２名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、現在と同数の10名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生ずるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、以下のとおり監査等委員である取締役の報酬額についてご承認をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の報酬額につきましては、職責に対応した基本報酬として年額84百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみといたします。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第４号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生ずるものといたします。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

⑴ インターネットによる議決権行使は、パソコンから、当社が指定する三菱UFJ信託銀行の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

⑵ インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

⑶ インターネットによる議決権行使は、2016年６月22日（水曜日）16時36分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

⑴ 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⑵ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

⑶ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

⑵ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

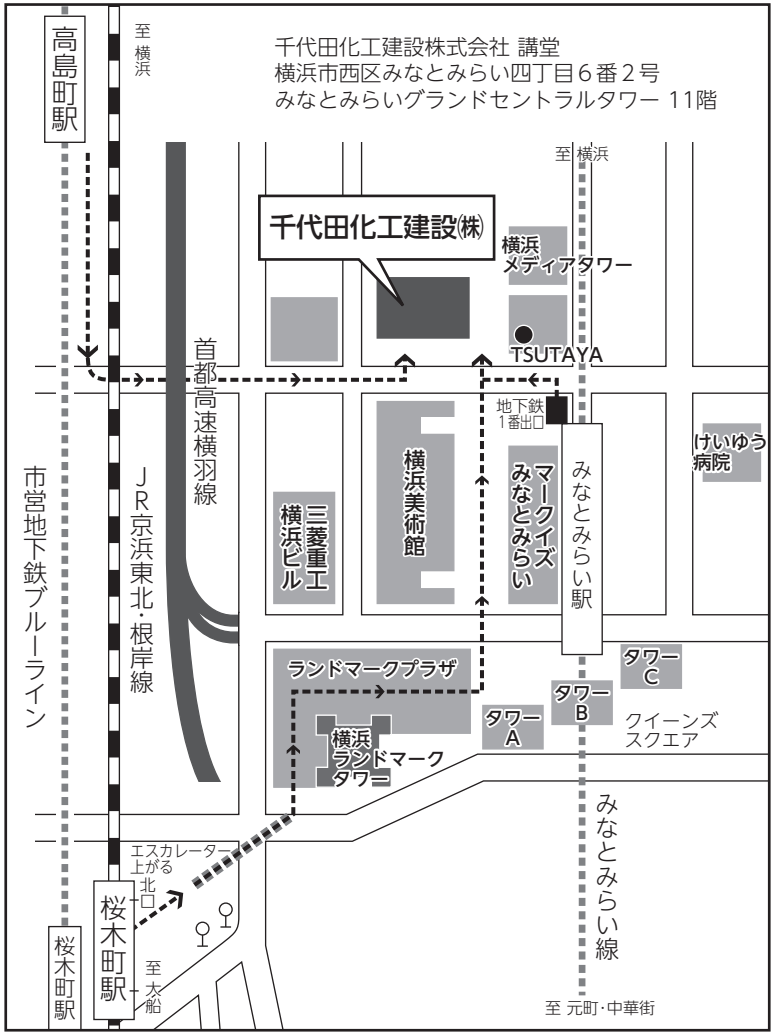
システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

<<機関投資家の皆様へ>>

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運用する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以　上

株主総会会場のご案内



最寄り駅：みなとみらい線「みなとみらい」駅　１番出口（グランモール口）から徒歩２分

他駅からのアクセス：ＪＲ「桜木町」駅から　徒歩約18分

市営地下鉄「桜木町」駅から　徒歩約20分

市営地下鉄「高島町」駅から　徒歩約13分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

CHIYODA CORPORATION

2015年度 報告書

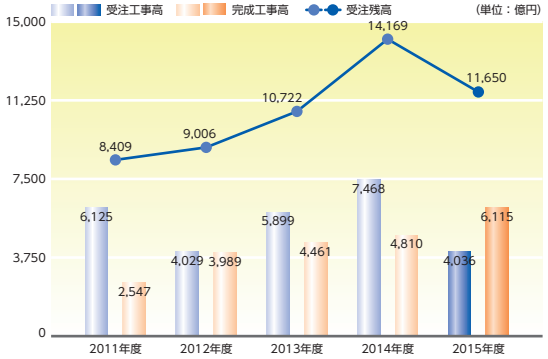
2015年4月1日～2016年3月31日

千代田化工建設株式会社

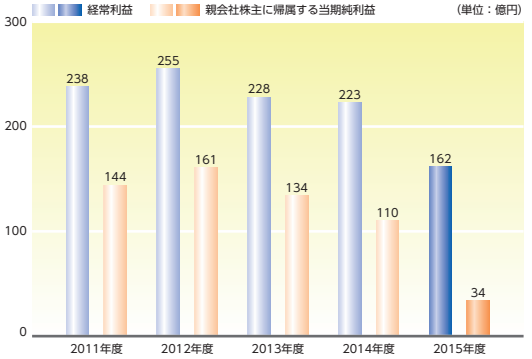
証券コード 6366

財務ハイライト

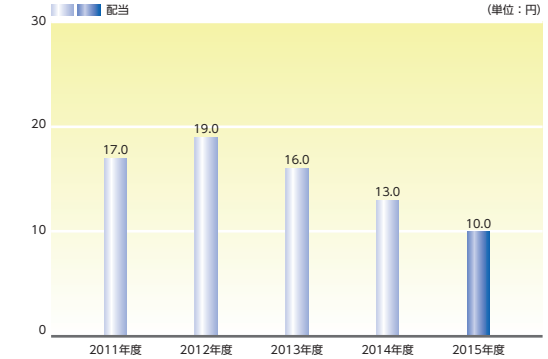
受注工事高／完成工事高／受注残高



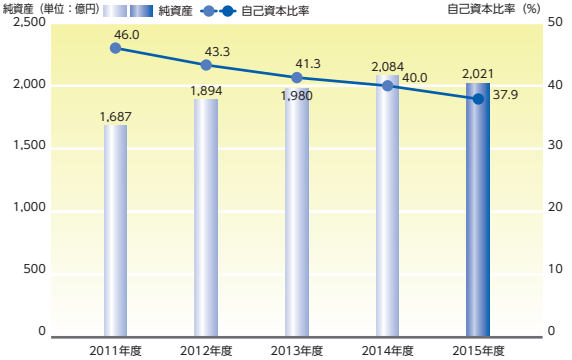
経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益



配当



純資産／自己資本比率



目　次

- 株主の皆様へ …… 1
- 事業報告 …… 2
- 連結計算書類 …… 17
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 …… 19
- 計算書類 …… 20
- 計算書類に係る会計監査人の監査報告 …… 22
- 監査役会の監査報告 …… 23
- トピックス …… 24

株主の皆様へ



拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　ここに、当社グループの2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の概況についてご報告申しあげます。

　当年度は、中期経営計画「時代を捉え、時代を拓く」の後半期にあたる3年目であり、成長戦略及び基盤整備を一層推し進めてまいりました。

　LNG分野は現在、豪州、ロシア、北米での案件遂行に加えてモザンビークなど新地域への展開、石油・化学・金属分野ではインドネシアにて銅製錬設備の受注・遂行や、生化学（ライフサイエンス）事業の拡大など分野の多様化をそれぞれ進めています。
　さらには海中・海底関連プロジェクトを遂行するイーマス・千代田・サブシー・リミテッドを設立し、海洋資源開発分野におけるバリューチェーンを全て遂行できる体制を整えました。世界と日本のエネルギー・セキュリティの確保へ貢献できるよう取り組んでまいります。
　一方で、市場環境が変動する中にあって、技術の研鑽、グローバルな遂行体制の一層の展開などの基盤整備も進めてまいりました。

　以上述べました新地域・新分野での成長戦略と競争力の維持向上のための基盤整備によって、更なる飛躍にむけた挑戦を今後も続けてまいります。

　しかしながら、当年度は、海外の石油関連プロジェクトにおいて建設工事費用が増加し、また、原油価格の低迷の影響により英国子会社はじめ海外グループ会社が業績不振となり、連結業績の悪化を招く事態となりました。
　この度の業績悪化を真摯に受け止め、経営責任を明確にするため役員報酬を一部返上致します。今後は、現在遂行中の案件を着実に進捗させ、収益の回復にむけて全社挙げて努力する所存です。

　なお、配当につきましては、のれんの減損処理による特別損失を除外した利益水準を勘案して1株当たり10円とさせて頂きます。株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

敬　具

2016年6月

千代田化工建設株式会社
代表取締役社長

澁谷省吾

（2015年度定時株主総会招集ご通知　提供書面）

事業報告（2015年4月1日から2016年3月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、中国をはじめとする新興諸国の経済減速や中東地域の情勢不安、テロの頻発による欧州の不安定化などにより、いっそう不透明感が増してきています。当社グループの主要事業であるプラント建設に大きく影響を及ぼす原油価格は、底打ち感はあるものの、生産国間の生産調整が進まないことなどから一進一退の状況で、当社顧客の各種の設備投資計画の推進には慎重さが見られます。国内経済は高水準の企業収益や超低金利を背景に一部産業設備への投資はあるものの、年明け以降の円高や原油安によるプラスとマイナスの効果が錯綜し、総じて一進一退の動きとなっています。

このような状況下、当社グループは中期経営計画の後半に入り、成長戦略及び基盤整備をよりいっそう加速させ収益成長企業として更なる進化を目指してまいりました。金属分野ではサウジアラビアのチタン案件に続きインドネシアで大型案件を受注するなど成果が出ており、また従来分野のLNG（液化天然ガス）分野でもFID（最終投資決定）待ちの内示を得るなど、プレゼンスを維持しております。オフショア及びアップストリーム分野での海中・海底（サブシー）関連のEPCI（設計・調達・建設・据付）業務を遂行するイーマス・千代田・サブシー・リミテッドの設立や、当社独自技術による水素サプライチェーンの構築、太陽光・太陽熱発電の推進、iPS細胞への取り組みなど、新エネルギーや再生可能エネルギー、ライフサイエンスを含む新たな分野への進出でも着実に進捗しています。

工事の遂行については、海外ではオーストラリア、米国及びロシアでのLNGプラント、ベトナムやカタール、ベネズエラでの石油関連プラント、インドネシアでの洋上ガス処理設備、サウジアラビアでのスポンジチタン製造設備やモンゴル、フィリピンでの空港建設、国内ではLNG受入基地や太陽光発電設備などが進みました。

これらの結果、当連結会計年度の連結受注工事高は4,035億95百万円（前連結会計年度比46.0％減）、連結受注残高は1兆1,649億91百万円（同17.8％減）、連結完成工事高は6,115億48百万円（同27.1％増）となりました。また、営業利益は160億15百万円（同25.4％減）、経常利益は162億5百万円（同27.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は33億75百万円（同69.4％減）となりました。

営業利益については、海外の石油関連プロジェクトにおいて、工事予想原価の見積もりを精査して見直した結果、納期を守るための建設工事費用の増加が見込まれること及び原油価格の低迷の影響により英国子会社等の海外グループ会社の業績が悪化したことから、期初に公表した見通しに対して減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、上記理由に加えて、英国子会社に係るのれんの減損損失を計上したことから、期初見通しに対し減益となりました。



完成した日立LNG基地

期初に公表した収益見通しから大きく下回る結果となったことは、誠に遺憾であり、プロジェクトの損益管理及びグループ会社の経営管理をより徹底させ、一日も早くステークホルダーの皆様の信頼を回復できるよう、全社を挙げて収益改善に取り組んでいく所存です。

当社の報告セグメントであるエンジニアリング事業の概況は、次のとおりです。

■LNG・その他ガス分野

海外では、モザンビークでのLNGプラントのEPC（設計・調達・建設）業務のコントラクターとして選定され、現在顧客と共に契約締結準備を進めている他、オーストラリアで1件、米国で2件、ロシアで1件のLNGプラントのEPC業務、モザンビーク及び米国で2件のLNGプラントのFEED（基本設計）業務を鋭意遂行中です。インドネシアではLNGプラントのFEED業務を完了し、EPC業務の受注に向けて交渉中です。さらにカナダでもLNGプラントのFEED業務を完了し、EPCm（設計・調達・建設管理）業務について随意契約ベースで交渉中です。一方、カタールでは、現地グループ会社がヘリウム生産設備のEPC業務及び当社が建設したLNG・ガス処理プラントの改造・改修案件のEPCm業務を長期包括契約に基づき継続して受注・遂行中です。国内では、LNG受入基地の建設工事を遂行する他、既設プラントの改造等に伴う検討業務及び工事案件を引き続き遂行しています。



建設の始まった米国のキャメロンLNGプラント

LNG・その他ガス分野は当社の重点分野であり、今後とも注力していきます。

■石油・石油化学・金属分野

海外では、マレーシアの残油流動接触分解装置のEPCC（設計・調達・建設・試運転）業務、ベトナムでの製油所・石油化学コンプレックス、カタールでの製油所のEPC業務及びベネズエラでの重質油処理設備のEPsCm（設計・調達支援・建設管理）業務などを鋭意遂行中です。また、シンガポールのグループ会社が、アジア地域の石油・化学等ダウンストリーム案件に関わるプロジェクトマネジメント業務を長期契約にて遂行中です。

金属分野においても、サウジアラビアで遂行中のスポンジチタン製造プラントのEPC業務に加えて、新たにインドネシアでの銅製錬プラントのEP（設計・調達）業務を受注しました。



カタールのラファンリファイナリー拡張工事
（写真提供：ラファンリファイナリー2社）

国内では、石油会社向けにコンビナート連携や装置構成最適化を目的としたEPC業務の他、国土強靭化基本法に関連する既設設備改造工事や石油化学製品製造装置、既設諸装置の省エネ対応工事及び老朽化対応工事などを継続して遂行中です。更なる石油・石油化学案件の受注に向けて取り組んでいます。

■医薬・生化学・一般化学・環境・インフラ分野

交通インフラ分野では、新モンゴル国際空港及びフィリピン新ボホール空港のEPC業務を遂行中です。

その他ノンハイドロカーボン関連分野でも、国内顧客の海外進出案件に対し、鋭意営業活動を展開しています。

国内では、各地で太陽光発電設備（メガソーラー）のEPC業務を受注・遂行中で、引き続き案件獲得に向けグループ遂行体制を強化し営業活動を展開しています。また、食品安全衛生問題に対応した食品工場のEPC業務を受注し遂行中です。医薬品関連分野においては、新たに高薬理活性物質や抗体医薬などに対応した最先端の注射剤製造設備や原薬製造工場、ワクチン製造工場の増設、バイオ医薬品製造設備などのEPC業務を遂行しています。

さらにiPS細胞関連や再生医療などの新しい分野の展開にも注目し、医療・医薬で培った実績を軸にライフサイエンス事業への展開に取り組んでおります。

■新分野

オフショア及びアップストリーム分野に関しては、シンガポールのEzra Holdings Limited社と共に海中・海底（サブシー）関連のEPCI業務を遂行するイーマス・千代田・サブシー・リミテッドを本年3月31日に設立しました。また、資本提携している英国のエクソダスグループ社とは引き続き、資源開発会社等に対し海洋開発分野への設計、コンサルティング等のサービス提供を行っております。これにより、当社はオフショア分野の開発段階における初期計画フェーズから、EPCIフェーズ、さらにはオペレーション・メンテナンスフェーズまでのバリューチェーンの全てのフェーズを遂行できる体制が整うことになります。

また、新エネルギー関連では、水素社会実現に向け自社開発した水素の大量貯蔵・輸送技術を活用する水素サプライチェーンの事業化に向けて、国内外の関係者と検討・協議を継続しています。

さらに「2020年に向けた国産バイオジェット・ディーゼル燃料の実用化計画」において、日本初のバイオジェット・ディーゼル燃料製造実証プラントのEPC業務のコントラクターとして選定され、現在基本設計業務を鋭意遂行中です。



東燃ゼネラル石油（株）川崎工場　150東タンクトラックターミナル

（事業分野別受注工事高・完成工事高・受注残高）

（単位：百万円）

区　分	前年度末受注残高	受注工事高	完成工事高	当年度末受注残高
1　エンジニアリング事業	1,415,170	399,861	607,693	1,164,991
	(99.9%)	(99.1%)	(99.4%)	(100.0%)
⑴ LNGプラント関係	1,103,124	155,175	366,766	860,305
	(77.9%)	(38.5%)	(60.0%)	(73.8%)
⑵ その他ガス関係	32,989	11,394	22,139	19,738
	(2.3%)	(2.8%)	(3.6%)	(1.7%)
⑶ 石油・石油化学・金属関係	180,231	161,502	138,811	198,622
	(12.7%)	(40.0%)	(22.7%)	(17.0%)
⑷ 医薬・生化学・一般化学関係	31,699	32,679	31,035	32,377
	(2.3%)	(8.1%)	(5.1%)	(2.8%)
⑸ 環境・新エネルギー・インフラ関係	65,387	32,128	43,178	50,856
	(4.6%)	(8.0%)	(7.1%)	(4.4%)
⑹ その他	1,739	6,981	5,762	3,090
	(0.1%)	(1.7%)	(0.9%)	(0.3%)
2　その他の事業	1,731	3,733	3,855	－
	(0.1%)	(0.9%)	(0.6%)	－
総　合　計	1,416,901	403,595	611,548	1,164,991
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
国　　内	100,218	107,856	111,464	96,104
	(7.1%)	(26.7%)	(18.2%)	(8.2%)
海　　外	1,316,683	295,738	500,084	1,068,887
	(92.9%)	(73.3%)	(81.8%)	(91.8%)

（注）1.当年度末受注残高を算出するにあたっては、前年度以前に受注した工事の契約変更等による減額分及び外貨建契約に関する為替換算修正に伴う増減額の合計を加味しております。
2.当連結会計年度よりエンジニアリング事業の内訳について一部名称及び区分定義を変更しており、前連結会計年度についても変更後の区分定義に基づき開示しております。なお、報告セグメントの取り扱いに変更はありません。

⑵　設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は26億98百万円となりました。

⑶　資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが展開する事業に関係の深いエネルギー分野においては、中長期的にはエネルギー需要の増加が予想されるため、様々な地域で設備投資計画が検討されているものの、原油・ガス価格下落の影響や新興国の景気の低迷により、個々の案件の投資決定の時期が後ろ倒しになっており、厳しい環境となっています。

このような厳しい環境下ではありますが、当社グループは、時代の流れを捉え、社会が必要とするサービスと価値を提供し続け、企業価値の向上を目指して重点施策に取り組んでいます。

2016年度においては、当社グループ全体の品質の維持・向上を図りつつ、多様な人材育成の基盤整備を重点的に行い成長戦略と組み合わせることで、当社グループの企業価値の向上を目指します。また、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等ステークホルダーを尊重しつつ、透明公正かつ迅速果断な意思決定を行うための仕組みとして、コーポレートガバナンス体制の整備を継続していきます。

中期経営計画の後半期に入った当年度では、当社コア事業であるLNG分野においてモザンビークやカナダなどで新たな案件の開拓をすすめることが出来ました。遂行中の米国案件と併せ、複数の大型案件を安定的に同時遂行するための更なる態勢強化を実施してまいります。また、金属分野ではインドネシアにて銅製錬案件、生化学分野ではiPS細胞関連案件をそれぞれ受注、水素チェーン事業への取組の継続など多様な分野展開も進めました。

さらにオフショア及びアップストリーム分野では、海中・海底関連案件を遂行するイーマス・千代田・サブシー・リミテッドを設立し、海洋資源開発分野におけるバリューチェーンを全て遂行できる体制を整備しました。

エンジニアリング会社として、日本独自のエネルギーセキュリティ確保に貢献すべく挑戦してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	2012年度 2012年4月～ 2013年3月	2013年度 2013年4月～ 2014年3月	2014年度 2014年4月～ 2015年3月	2015年度 2015年4月～ 2016年3月
受注工事高（百万円）	402,919	589,867	746,791	403,595
完成工事高（百万円）	398,918	446,147	480,979	611,548
営業利益（百万円）	25,113	21,079	21,466	16,015
経常利益（百万円）	25,518	22,837	22,271	16,205
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	16,077	13,447	11,029	3,375
1株当たり当期純利益（円）	62.06	51.91	42.58	13.03
純資産（百万円）	189,356	198,031	208,405	202,128
1株当たり純資産（円）	727.24	758.31	796.89	772.89
総資産（百万円）	435,379	475,288	515,839	528,219

（注）1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を除外した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を除外した期末発行済株式総数により算出しております。

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
千代田工商株式会社	横浜市	150百万円	100%	各種産業用設備等の設計・建設・メンテナンス、保険業等
千代田システムテクノロジーズ株式会社	横浜市	334百万円	100%	各種産業用機械設備に関する電気・計装・制御の設計・調達・建設・メンテナンス（含資材供給）、統合ITシステムのコンサルティング・開発・運用及び社会インフラ設備に係る各種事業等
千代田テクノエース株式会社	横浜市	300百万円	100%	医薬品･研究施設等の各種産業用設備に関する設計・建設等
アローヘッド・インターナショナル株式会社	東京都港区	98百万円	81.6%	旅行業
アローヒューマンリソース株式会社	横浜市	66百万円	100%	人材派遣業、人材斡旋コンサルティング、教育研修等
千代田ユーテック株式会社	横浜市	200百万円	100%	各種産業用設備・地域開発等のコンサルティング、人材派遣業等
アロー・ビジネス・コンサルティング株式会社	横浜市	50百万円	100%	財務・会計・税務に関するコンサルティング及び業務受託等
千代田ビジネスソリューションズ株式会社	横浜市	70百万円	100%	人事総務系のサービス・管理・コンサルティング業務
千代田フィリピン・コーポレーション	フィリピン	151百万 フィリピンペソ	100%	各種産業用設備等の設計等
千代田オセアニア・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア	2.5百万 豪ドル	100%	各種産業用設備等の設計・建設等
ピー・ティー・千代田インターナショナル・インドネシア	インドネシア	215万 米ドル	100% (0.7%)	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田シンガポール・プライベート・リミテッド	シンガポール	128万 シンガポールドル	100%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田マレーシア・センドリアン・ベルハッダ	マレーシア	1百万 マレーシアドル	21.5% (1%)	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田サラワク・センドリアン・ベルハッダ	マレーシア	50万 マレーシアドル	100%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田タイランド・リミテッド	タイ	4百万 タイバーツ	49% (16%)	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田&パブリック・ワークス・カンパニー・リミテッド	ミャンマー	5.5百万 米ドル	60%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田アルマナ・エンジニアリング・エルエルシー	カタール	4.5百万 カタールリヤル	49%	各種産業用設備等の設計・建設等
エクソダス・グループ・ホールディングス・リミテッド	英国	1,239.2千 英ポンド	76.1%	オフショア及びアップストリーム分野における調査・検討・計画・概念設計等のサービス提供
千代田インターナショナル・コーポレーション	米国	1,235万 米ドル	100%	各種産業用設備等の設計・建設等

(注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有割合を内数で記載しております。
2. 千代田マレーシア・センドリアン・ベルハッダ、千代田タイランド・リミテッド及び千代田アルマナ・エンジニアリング・エルエルシーは、議決権比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものです。

なお、重要な関連会社の状況は次のとおりです。

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
エムピーディーシー・ガボン株式会社	東京都千代田区	495百万円	25%	石油鉱区の開発・生産及び販売
千代田シー・シー・シー・エンジニアリング・プライベート・リミテッド	シンガポール	6百万米ドル	50%	各種産業用設備等の設計・建設等
エル・アンド・ティー・千代田リミテッド	インド	90百万インドルピー	50%	各種産業用設備等の設計等
千代田ペトロスター・リミテッド	サウジアラビア	7百万サウジリアル	49%	各種産業用設備等の設計・建設等
イーマス・千代田・サブシー・リミテッド	英国	343百万米ドル	50%	海中・海底（サブシー）関連設備の設計・調達・建設・据付

（注）イーマス・千代田・サブシー・リミテッドにつきまして、当社は、本年3月31日付けにて同社の議決権総数の50%を取得いたしました。シンガポールのEzra Holdings Limited社も同社の議決権総数の50%を取得しており、これにより、両社の合弁会社となりました。

③ 重要な資本業務提携の状況

相手先	契約内容
三菱商事株式会社	資本業務提携契約

(7) 主要な事業内容（2016年3月31日現在）

総合エンジニアリング事業（ガス、電力、石油、石油化学、一般化学、医薬品等の産業用・民生用設備並びに公害防止・環境改善及び災害防止用設備等に関するコンサルティング、計画、設計、調達、施工、試運転及びメンテナンス等、石油・天然ガスその他鉱物資源の開発、関連事業に対する投融資）

(8) 主要な営業所及び事業所（2016年3月31日現在）

① 国内営業所：横浜、大阪
② 国内事業所：苫小牧、新潟、神栖、市原、川崎、富士、知多、四日市、堺、小野田、倉敷、北九州
③ 海外事業拠点（主要関係会社所在地含む）：韓国、中国、フィリピン、オーストラリア、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ、ミャンマー、インド、アラブ首長国連邦、カタール、サウジアラビア、モザンビーク、南アフリカ、ナイジェリア、ノルウェー、イタリア、オランダ、英国、ブラジル、米国
④ 研究開発センター：横浜

⑼ 従業員の状況（2016年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	合計（名）
エンジニアリング事業	5,611［1,213］	5,866［1,240］
そ の 他 の 事 業	255［ 27］	

（注）1. 従業員数は、当社及び重要な子会社（当社グループ）の就業人員数であります（関連会社の就業人員は含みません）。
従業員数にはグループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループからグループ外への出向者は除いております。
2. 臨時従業員は、［ ］内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
1,573［695］	0	40.8	12.9

（注）1. 従業員数は、執行役員、顧問・参与・フェロー並びに外国人・期限付嘱託及び当社から他社への出向者を除き、嘱託及び他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 臨時従業員は、［ ］内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

⑽ 主要な借入先（2016年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000百万円

⑾ 他の会社の株式の処分の状況

当連結会計年度において、当社保有株式の一部を総額54億67百万円で売却いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2016年3月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数

普通株式　　570,000,000株

⑵ 発行済株式の総数

普通株式　　260,324,529株

（注）1単元の株式の数は1,000株であります。

⑶ 株主数　20,434名（前年度末比4,429名減）

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（普通株式）	持株比率
三菱商事株式会社	86,931千株	33.57%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,148	5.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,983	4.24
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,033	3.49
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,816	1.86
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,221	1.24
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	3,085	1.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,946	1.14
ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,776	1.07
BNPパリバ証券株式会社	2,441	0.94

（注）持株比率は、自己株式（1,340,062株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2016年3月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
澁　谷　省　吾	代表取締役社長	
中　垣　啓　一	代表取締役副社長執行役員 企画管理管掌 兼 オフショア・アップストリーム事業本部長	
小　川　　博	代表取締役副社長執行役員 プロジェクト管掌 兼 グローバルプロジェクトマネジメント本部長	
川　嶋　誠　人	代表取締役専務執行役員 CFO 兼 リスクマネジメント管掌	
長　坂　勝　雄	取締役専務執行役員 営業本部長	
児　島　雅　彦	取締役専務執行役員 企画管理本部長	
清　水　良　亮	取締役常務執行役員 プロジェクト開発事業本部長	
佐　原　　新	取締役常務執行役員 石油・化学・資源事業本部長	
山　東　理　二	取締役	三菱商事株式会社　執行役員
田　中　伸　男	取締役	公益財団法人笹川平和財団　理事長 帝人株式会社　社外監査役 イノテック株式会社　社外監査役
中　野　宗　彦	常勤監査役	
小　林　幹　生	常勤監査役	
今出川　幸　寛	監査役	弁護士

（注）1. 2015年6月25日開催の2014年度定時株主総会終結の時をもって、久保田隆氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 山東理二及び田中伸男の両氏は社外取締役であります。また、中野宗彦、小林幹生、今出川幸寛の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、田中伸男、小林幹生、今出川幸寛の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 中野宗彦氏は、三菱商事株式会社の経理及び管理部門の責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. CFO：最高財務責任者

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

	人数	基本報酬	業績連動報酬	自社株式取得目的報酬
取締役	10人	224百万円	13百万円	42百万円
監査役	3	55	－	－

（注）取締役の報酬額合計は280百万円、監査役の報酬額合計は55百万円であり、社外役員（社外取締役1名、社外監査役3名）の報酬額合計は63百万円であります。
上記の人数には、2015年6月25日開催の2014年度定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含め、当事業年度に係る報酬があった取締役及び監査役の人数を示しています。

② 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとし、2006年6月22日開催の第78回定時株主総会決議（取締役の業績連動報酬導入）及び2009年6月23日開催の第81回定時株主総会決議により、以下のとおりご承認をいただいております。

	区分（名称）	報酬の考え方	報酬制度の概要
取締役	基本報酬	職責に対応	「取締役報酬」年額3億円以内
	業績連動報酬	毎期の成果に対応	連結ベースの当期純利益や配当金の水準、経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、2億円以内かつ連結当期純利益の額の1％以内で運用。
	自社株式取得目的報酬	長期的な業績向上に連動	年額9千万円以内で、取締役（社外取締役を除く）は、役員持株会を通じて自社株式を取得し、取得株式は退任時まで継続保有する。
監査役	基本報酬	職責に対応	「監査役報酬」年額84百万円以内

⑶ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

1. 社外取締役山東理二氏の兼職先である三菱商事株式会社は、当社と資本業務提携の関係があり、当社の主要株主であります。
2. 上記１以外は、当社との間に特段の取引関係等はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取　締　役	山　東　理　二	当事業年度開催の取締役会18回のうち15回に出席し、経営者としての経験及び知見に基づき、当社の経営全般にわたって必要な発言を行っております。
取　締　役	田　中　伸　男	取締役就任（2015年6月25日）後の当事業年度開催の取締役会（全15回）の全回に出席し、エネルギー分野における経験及び知見等を活かして、当社の経営全般にわたって必要な発言を行っております。
監　査　役	中　野　宗　彦	当事業年度開催の取締役会（全18回）、監査役会（全15回）及び執行役員会（全18回）の全回に出席し、また、常勤監査役として経営会議などの社内主要会議に適宜出席し、必要に応じて発言を行っております。なお、監査役会においては、社内での定例監査状況について報告しております。
監　査　役	小　林　幹　生	当事業年度開催の取締役会、監査役会及び執行役員会の全回に出席し、また、常勤監査役として経営会議などの社内主要会議に適宜出席し、必要に応じて発言を行っております。なお、監査役会においては、社内での定例監査状況について報告しております。
監　査　役	今 出 川　幸　寛	当事業年度開催の取締役会、監査役会及び執行役員会の全回に出席し、弁護士として、主として法律的見地から、法律の趣旨の説明も交え、必要な発言を行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

82百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

110百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度における上記報酬額以外に、前事業年度に係る追加報酬が1百万円あります。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査体制を含む監査計画の内容及び監査時間・報酬単価などの報酬見積の算出根拠を確認すると共に、従前の年度における職務遂行状況、非監査業務の委託状況及び他社事例等も考慮し、検討した結果、会計監査人の報酬等が妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当社の会計監査人である監査法人（以下「現会計監査人」といいます。）が、会社法第340条第1項各号に該当するときは、監査役全員の同意をもって現会計監査人を解任します。

この場合、監査役会は、併せて、必要に応じ一時会計監査人を選任し、監査役会が選定した監査役は現会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、現会計監査人を解任し、かつ一時会計監査人を選任した旨及びその理由を報告いたします。

現会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる事由が発生した場合、又は現会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、現会計監査人の変更が必要と判断した場合には、監査役会は、現会計監査人の不再任及び新たな会計監査人の選任の議案を決定します。この場合、監査役会が選定した監査役は、株主総会において、現会計監査人を不再任とし、かつ新たな会計監査人を選任する旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

《業務の適正を確保するための体制》

業務の適正を確保するための体制について、取締役会にて決定した当該体制の要旨は、次のとおりであります。

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社は、法令等に従い、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備・運用しております。内部統制強化のために内部統制運営委員会を設置し、同委員会が社内の調整・意見集約を行い、期末または必要と判断した時点で、経営会議に対して内部統制に関する改善等の提言を行っています。経営会議はその提言を検討し、取締役会が内部統制システムについて決定を行います。

【内部統制システムの整備・運用】

1. 法令等遵守体制

⑴ 当社は、国内外の法令等を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、経営理念及び千代田グループ行動規範に従って事業活動を行う。取締役は自ら率先して範を示し、取締役会は取締役の職務執行の法令等遵守について監督を行う。

⑵ 法令等遵守体制の強化を図るために、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会から経営会議に適宜状況報告や改善提言を行う。また、関連規定及びマニュアルの制定・各種研修の実施・関係情報の提供等を通じて役職員の意識徹底を図るほか、内部通報制度や相談窓口を整備しコンプライアンスの実効性を高める。なお、内部通報においては通報・相談したことを理由とした相談者または通報者に対する不利な取扱いを行わない。

⑶ 取締役会は、その意思決定の過程において、法律問題や経営判断手続などについて必要に応じて顧問弁護士等に確認を取り、客観性と透明性を高める。

⑷ 内部監査部門は、各部門における法令等の遵守の状況について監査を実施する。

⑸ 当社は、反社会的勢力には毅然と対峙し利益供与は行わない。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携して組織的に対応する。

2. 情報保存管理体制

⑴ 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関し、文書管理・秘密情報管理に係る社内規定により対象文書・管理責任者・保存期間など基本的事項を定め、適切に保存及び管理を行う。

⑵ 取締役会や経営会議等の重要な会議については、法令及び社内規定に基づいて議事録を作成の上、適切に保存及び管理を行う。

3. 損失危険管理体制

⑴ 当社は、リスク管理・危機管理に係る基本方針・社内規定及び各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じたリスク管理・危機管理体制を構築する。また、全社のリスクを統括する恒常部門を設置し、各部門に配置するリスクマネジャーが実施する活動を一元的に統括する。

⑵ リスク統括部門は、関連情報の提供や注意喚起などにより恒常的な予防・管理活動を行う一方、危機が発生した場合の事務局機能を担い有事の際の対応にあたる。

⑶ 当社事業の中核であるプロジェクト案件の受注・遂行に係るリスク管理については、テイクアップ、見積方針、プロポーザル等に関する検討会制度を整備し、加えて、コールドアイレビューシステム、プロジェクトオーディット等の内部牽制機能を担う部門を設置し、これにあたる。

4. 効率性確保体制

⑴ 取締役会は、全社的な経営方針や重要な業務執行に関する意思決定を行い、具体的な経営計画を策定し経営目標の達成にあたる。また、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、法令等に抵触しない範囲でその権限の一部を経営会議に委譲し、職務執行の効率性を確保する。

⑵ 経営目標の効率的な達成に資するよう、業務分掌及び職務権限に係る社内規定に基づき、柔軟な組織編成及び職務権限の明確化と委譲を行う。

⑶ 全社的な業務効率化を図るため、社内諸規定を体系的に整備するとともにその適正な運用・管理を行い、また情報システムの積極活用による効率的な情報共有・分析を行う。

5. 企業集団内部統制体制

⑴ 当社グループは、経営理念及び千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行う。

⑵ 当社は、当社グループとしての業務の適正を確保し、効率性を確保するための社内規定を整備する。グループ会社管理にあたってはグループ会社ごとに担当部門を定めるとともに、これを統括する部門を設置し、管理にあたる。

⑶ グループ会社は、当社と統一的な考え方に基づき、当社への適時・適切な情報の報告体制及び内部通報制度を含め、当社と整合的な内部統制体制を構築する。具体的には、法令等遵守に関してはコンプライアンス委員会の傘下にグループ各社からの委員をメンバーとするグループコンプライアンス連絡会を設置してグループとしての情報共有を図る。グループ会社のリスク管理・危機管理についても当社の体制に沿った展開を図る。また、グループ会社の内部監査は当社の内部監査部門が行う。

⑷ 主要なグループ会社について、当社の監査役が各グループ会社の監査役を兼務し必要に応じて適切な調査が行える体制とする。

6. 監査役監査の実効性確保体制

⑴ 監査役の監査活動の充実を図るため監査役の職務遂行を補助する専任職員を置く。

⑵ 当該職員の独立性確保及び当該職員への指示の実効性確保のため、監査役補助職員の人事考課は監査役が行い、その異動については監査役会の事前の同意を必要とし、当該職員は当社の業務遂行に係る役職を兼務しない。

7. 監査役報告体制

⑴ 役職員は、監査役会の求めに応じて、内部統制に関係する自らの活動について、定期的にまたは重要事項発生の都度、監査役会に報告する。当社は、監査役会に報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑵ 代表取締役は、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役と定期的に会合を持ち、役職員から監査役への報告状況等について意見交換を行い、また監査役より経営会議等の重要会議への監査役の陪席を求められた場合はこれに応じる。

⑶ 監査役は、グループ会社からの報告の実効性を確保するため、主要なグループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、企業集団の内部統制体制について意見交換及び情報共有を行う。

⑷ 監査役会が、独自の外部専門家を監査役の監査のために起用することを求めた場合、当社は、当該監査役の職務に明らかに必要でないと証明された場合を除き、その費用を負担する。

8. 財務報告の適正性確保体制

⑴ 当社は、主要なグループ会社とともに、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールの文書化等所要の内部統制体制を整備・運用する。新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、速やかに改善を図る。

⑵ 当社は、日常の業務監査等を通じて各部門における統制活動の実態を把握・検証し、グループ全体に亘る財務報告に係る内部統制機能の実効性を確保するため、独立性の高い内部監査部門を設置する。

《業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要》

当社は、前述のとおり、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する方針」に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。2015年度においては内部統制運営委員会を2回開催し、各部門における運用状況の確認及び情報共有を行い、継続的な改善に努めております。2015年度における主な運用状況は以下のとおりです。

①法令等遵守に関する取組み

・当社は、国内外の法令等を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、経営理念及び千代田グループ行動規範に従って事業活動を行っております。

・2015年度は、前年度に構築したコンプライアンス・プログラムの定着化を図りました。具体的には、海外のグループ会社への内部通報制度導入のための関連諸規定の改定・整備、法令遵守に関する階層別研修や海外赴任前研修、ハラスメント研修等を実施、コンプライアンス委員会を6回開催しました。

・内部監査部門においては、コンプライアンス規定に基づき当社のコンプライアンス・プログラム、コンプライアンス体制、コンプライアンス関連文書等に関する監査を実施しました。

②損失危険管理に関する取組み

・当社は、リスク管理・危機管理に係る基本方針・社内規定及び各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じたリスク管理・危機管理体制を構築しております。

・危機管理については恒常部門を設置し対応にあたっており、2015年度は、海外の事件・事故、テロ等の情報提供のための役職員向け専用インターネットサイトの開設、海外赴任者・帯同家族向けの赴任前研修や海外における交通安全と防犯の対策セミナーの開催、プロジェクト案件の入札段階から海外案件のセキュリティ上の脅威を認識し対策を立てるためのチェックリストの整備など、きめ細かい予防・管理活動を行いました。

・プロジェクト案件の受注に係るリスク管理に関しては、担当部門によるコールドアイレビューを19案件に実施し継続的に管理活動に取り組みました。

③企業集団内部統制に関する取組み

・当社グループは、経営理念及び千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行うこととしております。

・2015年度は、当社グループの業務の適正と効率性をより一層確保するため、社内規定を改定しグループ企業全体を統括する部門の役割を強化するとともに、海外の主要グループ会社を対象とする経営管理インフラ整備の一環で受注案件管理システムを構築し、本格運用を開始しました。

・当社グループとしての法令等遵守に関する取組みについては、各グループ会社からの委員で構成するグループコンプライアンス連絡会を８回開催し当社グループとして統制・情報共有を図るとともに、海外のグループ会社にも内部通報制度を導入しました。また、危機管理に関して、上記②の役職員向け専用インターネットサイトについては、海外グループ会社の利用も念頭に、英語サイトを併せて開設しました。

⑵ 会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値を高めるとともにIR（投資家向け広報）に努めて株主の方々に評価してもらうことが重要と考え、新株予約権の発行などによる買収防衛策をとることは予定しておりませんでした。

かかる中、当社は、2015年10月23日開催の取締役会において、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を定める「千代田化工建設 コーポレートガバナンス・ポリシー」を策定しました。その中で、従来通り、持続的な成長により企業価値を高めることを最重要と認識し、新株予約権の発行などによるいわゆる買収防衛策をとることは予定しない旨を定めております。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表　2016年3月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	〔455,030〕
現金預金	137,715
受取手形・完成工事未収入金	69,296
有価証券	6,999
未成工事支出金	35,053
繰延税金資産	12,889
ジョイントベンチャー持分資産	179,360
その他	16,000
貸倒引当金	△2,285
固定資産	〔73,189〕
有形固定資産	(13,942)
建物・構築物	7,137
機械・運搬具	287
工具器具・備品	1,229
土地	5,266
建設仮勘定	22
無形固定資産	(11,068)
のれん	3,931
その他	7,136
投資その他の資産	(48,178)
投資有価証券	43,071
退職給付に係る資産	94
その他	5,392
貸倒引当金	△379
資産合計	528,219

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	〔311,106〕
支払手形・工事未払金	150,078
短期借入金	333
１年内返済予定の長期借入金	5
未払法人税等	2,841
未成工事受入金	135,667
完成工事補償引当金	337
工事損失引当金	3,160
賞与引当金	3,527
その他	15,155
固定負債	〔14,985〕
長期借入金	10,009
PCB処理引当金	340
退職給付に係る負債	2,134
その他	2,500
負債合計	326,091
（純資産の部）	
株主資本	〔194,926〕
資本金	43,396
資本剰余金	37,112
利益剰余金	115,839
自己株式	△1,422
その他の包括利益累計額	〔5,240〕
その他有価証券評価差額金	2,386
繰延ヘッジ損益	△1,618
為替換算調整勘定	4,171
退職給付に係る調整累計額	300
非支配株主持分	〔1,961〕
純資産合計	202,128
負債純資産合計	528,219

連結損益計算書　2015年4月1日～2016年3月31日

（単位：百万円）

科目	金額	
完成工事高		611,548
完成工事原価		570,028
完成工事総利益		41,520
販売費及び一般管理費		25,505
営業利益		16,015
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,484	
その他	180	2,664
営業外費用		
支払利息	216	
持分法による投資損失	1,318	
為替差損	665	
その他	274	2,474
経常利益		16,205
特別利益		
投資有価証券売却益	2,686	2,686
特別損失		
減損損失	4,431	4,431
税金等調整前当期純利益		14,460
法人税、住民税及び事業税	8,708	
法人税等調整額	2,255	10,963
当期純利益		3,496
非支配株主に帰属する当期純利益		121
親会社株主に帰属する当期純利益		3,375

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

千代田化工建設株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　橋　和　男　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　原　一　貴　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、千代田化工建設株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、千代田化工建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類

貸借対照表　2016年3月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	〔308,664〕
現金預金	77,010
受取手形	62
完成工事未収入金	33,970
有価証券	6,999
未成工事支出金	30,943
未収入金	6,421
繰延税金資産	10,055
ジョイントベンチャー持分資産	138,037
その他	7,225
貸倒引当金	△2,061
固定資産	〔81,234〕
有形固定資産	(10,840)
建物・構築物	5,233
機械・運搬具	102
工具器具・備品	753
土地	4,750
無形固定資産	(7,222)
ソフトウエア	7,182
その他	40
投資その他の資産	(63,171)
投資有価証券	13,850
関係会社株式	39,708
長期貸付金	7,811
繰延税金資産	2,326
その他	810
貸倒引当金	△1,336
資産合計	389,899

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	〔214,820〕
支払手形	4,052
工事未払金	99,661
未払法人税等	629
未成工事受入金	82,329
預り金	12,402
完成工事補償引当金	114
工事損失引当金	3,085
賞与引当金	2,572
その他	9,972
固定負債	〔12,649〕
長期借入金	10,000
退職給付引当金	1,266
PCB処理引当金	340
その他	1,043
負債合計	227,470
（純資産の部）	
株主資本	〔161,666〕
資本金	(43,396)
資本剰余金	(37,112)
資本準備金	〔37,112〕
利益剰余金	(82,579)
その他利益剰余金	〔82,579〕
別途積立金	34,500
繰越利益剰余金	48,079
自己株式	(△1,422)
評価・換算差額等	〔761〕
その他有価証券評価差額金	(2,269)
繰延ヘッジ損益	(△1,507)
純資産合計	162,428
負債純資産合計	389,899

損益計算書　2015年4月1日～2016年3月31日

（単位：百万円）

科目	金額	
完成工事高		439,183
完成工事原価		420,747
完成工事総利益		18,435
販売費及び一般管理費		15,775
営業利益		2,659
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,686	
不動産賃貸料	395	
その他	534	4,617
営業外費用		
支払利息	210	
為替差損	578	
不動産賃貸費用	335	
その他	204	1,328
経常利益		5,948
特別利益		
投資有価証券売却益	2,686	2,686
特別損失		
関係会社株式評価損	7,337	
関係会社貸倒引当金繰入額	314	7,651
税引前当期純利益		983
法人税、住民税及び事業税	2,633	
法人税等調整額	1,727	4,360
当期純損失（△）		△3,376

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

千代田化工建設株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　橋　和　男　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　原　一　貴　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、千代田化工建設株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの2015年度（第88期事業年度）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、2015年度監査役監査計画及び監査役の監査業務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、2015年度監査役監査計画及び監査役の監査業務分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、経営会議、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システム構築の基本方針に係る監査役の監査事項等に従い、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、予め提出された2015年度監査計画概要書に基づく職務の執行状況について会計監査人から詳細な報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及びその運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月11日

千代田化工建設株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　中　野　宗　彦 ㊞

常勤監査役（社外監査役）　小　林　幹　生 ㊞

社外監査役　今出川　幸　寛 ㊞

以　上

トピックス

挑戦を続けるLNG分野

当社グループが現在遂行している大型EPCプロジェクトは順調に進捗しています。

オーストラリア、ロシアの案件では、工事効率の向上と厳しい現場施工環境の克服のために取り入れているモジュール工法により、世界各地でモジュールが製作されています。オーストラリアでは完成したモジュールが続々と現地に搬入され、据付が進んでいます。また、北米のプロジェクトでは土木、基礎などの現地工事が着実に進捗しています。


オーストラリア向け大型モジュール

遂行中プロジェクトにおいては、今後とも、顧客やパートナーを含めた工事関係者とのコミュニケーションを大切に、詳細仕様や現地工事工程の調整など柔軟に対応し、完成を目指します。

一方で、当社がコントラクターに選定されているモザンビークやカナダをはじめとするLNGプロジェクトは世界各地で計画されています。当社は世界No.1の実績を有するリーディングコントラクターとして、今後とも更なる飛躍を目指して、新たな市場、フロンティア開拓への挑戦を続けていきます。


米国フリーポートLNGプラントの現場全景

グローバル遂行体制の進展

当社のカタールの現地グループ会社である千代田アルマナ社は、顧客に対し9つの長期サービス業務を提供しております。2015年度はこれらの契約更新の他、ヘリウム3プロジェクトのEPCを受注・遂行するなど、地域密着型でProject Lifecycle Engineering（PLE）ビジネスを展開、当社グループのグローバルオペレーションの先駆的な役割を担っております。

また、東南アジアでは千代田シンガポール社が受注し、千代田フィリピン他グループ会社が連携して遂行していたフィリピンでの製油所増強プロジェクトが完工するなど、各地で拠点の遂行力が強化されています。

世界各地の拠点における遂行力と競争力の強化を加速させて地産地消体制を確立し、中期経営計画で掲げる地域戦略拠点による分担体制の構築・強化を着実に進展させています。

日本初、海洋プラント分野のEPCI遂行会社設立

当社グループでは海洋プラント分野をLNGに次ぐ事業の柱として育てるべく、中期経営計画の中に成長戦略の1つと位置付け、取り組んでいます。

このたび海洋プラント分野におけるEPCI業務を遂行するイーマス・千代田・サブシー・リミテッド（ECS社）をロンドンに設立し、2016年4月1日より運営を開始しました。これにより、英国のコンサルティング会社Xodusグループとの資本提携と合わせて、海洋プラント分野の設計からEPCI、さらにはオペレーションに至る資源開発のバリューチェーン全てのフェーズを遂行できる体制が整いました。

これまでの遂行実績に加え、当社の培ってきたメジャーなどの顧客ネットワークや大型プロジェクトの遂行能力を相乗的に活用することで、ECS社の事業を拡大させるとともに、世界と日本のエネルギー・セキュリティ確保に貢献できるよう挑戦していきます。



最新鋭の海洋プラント工事専用特殊船舶

サウジアラビア・インドネシアでの金属案件の受注

金属分野では、サウジアラビアのスポンジチタン製造プラントのEPC業務を受注したことに続いて、2016年3月にはインドネシアでの銅製錬プラントの大型EP業務も受注しました。

当社グループはこの分野でも多数の遂行実績を有しており、製錬・精製技術のブラッシュアップやスケールアップのノウハウに加え、環境対策までのトータル技術を駆使して、顧客要求に応えることで更なる展開を目指します。得意とするLNGや石油・石化分野に加えて、バランスのとれた事業ポートフォリオの構築を目指した取組みを進めてまいります。

堅調に推移する国内事業

昨今、海外事業が大きく伸長する中にあって、国内事業も堅調に推移しています。当社グループの保有する技術力と顧客へのきめ細かい対応力には高い評価を頂いており、引き続き技術研鑽に努めつつ、国内グループ会社と一丸となった対応力を駆使し千代田ブランドの一層の向上に努めます。

2015年度は、大型プロジェクトである日立LNGプロジェクトや国が進める石油供給インフラ強靭化事業のひとつである石油製品の陸上出荷設備の新設工事を完成させたほか、バイオジェット・ディーゼル燃料製造の実証プラントやiPS細胞を活用した最先端の再生医療関連プラント、また再生可能エネルギーや水素社会に向けた取り組みを継続するなど、新しい時代を拓く価値の創造に挑戦してまいります。



バイオジェット・ディーゼル燃料製造実証プラントの完成イメージ図

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領株主確定日	3月31日
定時株主総会	毎年6月開催
定時株主総会基準日	3月31日 そのほか必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ設定いたします。
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.chiyoda-corp.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。
一単元の株式の数	1,000株
上場証券取引所	東京証券取引所　市場第一部
証券コード	6366
株主名簿管理人特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	〒137-8081　東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 **電話 0120−232−711（通話料無料）**

CHIYODA CORPORATION

千代田化工建設株式会社

〒220-8765
横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
みなとみらいグランドセントラルタワー
電話 045-225-7777（音声案内）
http://www.chiyoda-corp.com/

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

■株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをご提供いただく必要がございます。

【株式関係業務におけるマイナンバーの利用】

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

［主な支払調書］

・配当金に関する支払調書
・単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

【マイナンバーのご提供に関するお問い合わせ先】

証券会社の口座にて株式を管理されている株主様…お取引の証券会社にお申し出ください。
証券会社とのお取引がない株主様……三菱UFJ信託銀行にお申し出ください。

■株式に関するお問い合わせ先

1．住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取請求等の各種お手続きについて

⑴　証券会社等の口座に記録された株式
口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

⑵　特別口座に記録された株式
三菱UFJ信託銀行株式会社（特別口座管理機関）にお問い合わせください。

2．未受領の配当金について
三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。

［三菱UFJ信託銀行株式会社のお問い合わせ先］
〒137-8081　東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
電話 0120−232−711（通話料無料）

連 結 注 記 表

〔 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 〕

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結子会社の状況

① 連結子会社の数　　30 社

② 主要な連結子会社の名称

千代田工商㈱
千代田システムテクノロジーズ㈱
千代田テクノエース㈱
千代田アルマナ・エンジニアリング・エルエルシー
千代田インターナショナル・コーポレーション

（２）非連結子会社の状況

① 主要な非連結子会社の名称

イーアイエンジニアリング㈱

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法を適用した関連会社の状況

① 持分法を適用した関連会社の数　　７社

② 主要な会社の名称

エル・アンド・ティー・千代田リミテッド
千代田ペトロスター・リミテッド
イーマス・千代田・サブシー・リミテッド

当連結会計年度より、新たに株式を取得したイーマス・千代田・サブシー・リミテッドを持分法適用の範囲に含めている。

（２）持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

① 主要な会社の名称

（非連結子会社）　イーアイエンジニアリング㈱
（関連会社）　　カフコジャパン投資㈱

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないためである。

（３）持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度にかかる計算書類を使用している。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たり、決算日が 12 月 31 日である連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

４．会計方針に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）を採用している。

時価のないもの

移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）を採用している。

② デリバティブ

時価法を採用している。

③ たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用している。

（２）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しているが、当社の建物については、定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物・構築物	８～57 年
機械・運搬具	４～17 年
工具器具・備品	４～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（最長５年）に基づいている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

（３）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、主として、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上している。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

④ 賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上している。

⑤ ＰＣＢ処理引当金

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。

（４）重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

（５）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

（６）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用し、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約及び外貨預金、金利スワップ

ヘッジ対象　　外貨建資産負債及び外貨建予定取引、借入金

③ ヘッジ方針

外貨建資産負債及び外貨建予定取引は、為替リスク管理方針に関する社内規定及び運用細則に基づき、キャッシュ・フローの円貨を固定するため及び為替変動リスクを軽減するために、為替予約及び外貨預金を利用してヘッジを行っている。

借入金は、金利スワップに関する運用規定に基づき、支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用してヘッジを行っている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として連結決算時にヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動の累計額を基礎に行っている。

但し、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略している。

（７）のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５～20 年間の定額法により償却を行っている。

（８）その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、簡便法を適用している。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4) 及び事業分離等会計基準第57－４項(4) に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる連結計算書類に与える影響はない。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

１．有形固定資産の減価償却累計額　13,309 百万円

２．保証債務

従業員の住宅融資等に対する保証	59 百万円
関係会社の工事に関するボンド等に対する保証	950 百万円
計	1,010 百万円

３．工事損失引当金と相殺表示した未成工事支出金の金額　0 百万円

４.ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社及び連結子会社の持分相当額である。

〔連結損益計算書に関する注記〕

１．工事進行基準による完成工事高　550,114 百万円

２．完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額　3,147 百万円

３．減損損失

（１）減損損失を認識した資産及び減損損失の金額

場所	用途	種類	減損損失の金額
－	－	のれん	4,431 百万円

（２）減損損失を認識するに至った経緯

英国子会社の株式取得時に発生したのれんについて、原油価格の低迷等の影響から当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上した。

（３）資産のグルーピングの方法

当社グループは、原則として、管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。

（４）回収可能価額の算定方法

当連結会計年度において減損損失を計上したのれんを含む資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを16.9%で割り引いて算定している。

〔 連結株主資本等変動計算書に関する注記 〕

１．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	260,324 千株

２．配当金に関する事項

（１）配当金支払額

決議	平成27年６月25日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,367百万円
１株当たり配当額	13円
基準日	平成27年３月31日
効力発生日	平成27年６月26日

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

配当金の総額	2,589百万円
１株当たり配当額	10円
基準日	平成28年３月31日
効力発生日	平成28年６月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

〔金融商品に関する注記〕

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、短期余剰資金は短期のコマーシャルペーパー等の安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述する為替及び金利の変動リスクを回避するために先物為替予約及び金利スワップのみを利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用して当該リスクをヘッジしている。

有価証券は、余剰資金の運用のために保有する短期のコマーシャルペーパーである。当該コマーシャルペーパーは発行会社の債務不履行のリスクに晒されている。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち上場株式に関しては市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日である。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用して当該リスクをヘッジしている。

借入金は運転資金に係る資金調達であり、変動金利によるものは金利の変動リスクに晒されているが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引である。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「４．会計方針に関する事項（６）重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社及び主要な連結子会社は経理規定に従い、主要取引先の財政状態を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

コマーシャルペーパーは格付けの高い発行会社のものを対象としているため、債務不履行リスクは僅少と判断している。

先物為替予約の利用にあたっては、カウンターパーティ・リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っている。

② 市場リスク（為替や金利変動等のリスク）の管理

当社は外貨建ての債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。

また、借入金について、支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用してヘッジしている。

先物為替予約取引については、当社の為替リスク管理方針に基づき個別の工事案件毎に月別に為替ポジションを把握し、為替予約残高の見直しを行っている。なお、為替予約の設定・解約についても同方針に基づき実行・記帳し、契約先と残高照合を行っている。

市場価格のある投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態を把握し、市場リスクを定量的に管理している。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金計画を作成・更新し手許流動性を適宜維持すること等により、流動性リスクを管理している。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれている。

また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年３月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めていない（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	137,715 百万円	137,715 百万円	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金	69,296 百万円	69,296 百万円	－
貸倒引当金（*1）	△ 2,283 百万円	△ 2,283 百万円	－
	67,013 百万円	67,013 百万円	－
(3) 有価証券	6,999 百万円	6,999 百万円	－
(4) ジョイントベンチャー持分資産	179,360 百万円	179,360 百万円	－
(5) 投資有価証券	12,080 百万円	12,080 百万円	－
資産計	403,169 百万円	403,169 百万円	－
(1) 支払手形・工事未払金	150,078 百万円	150,078 百万円	－
(2) 短期借入金	333 百万円	333 百万円	－
(3) １年内返済予定の長期借入金	5 百万円	5 百万円	－
(4) 未払法人税等	2,841 百万円	2,841 百万円	－
(5) 長期借入金	10,009 百万円	10,062 百万円	52 百万円
負債計	163,268 百万円	163,320 百万円	52 百万円
デリバティブ取引（*2）	(517 百万円)	(517 百万円)	－

(*1) 受取手形・完成工事未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示している。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金、(3) 有価証券

これらはほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(4) ジョイントベンチャー持分資産

ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社及び連結子会社の持分相当額であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっている。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,077 百万円	8,695 百万円	3,382 百万円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2 百万円	2 百万円	△ 0 百万円
合計		12,080 百万円	8,697 百万円	3,382 百万円

負債

(1) 支払手形・工事未払金、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらはほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) １年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

長期借入金の時価について、変動金利によるものは金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりである。

通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち１年超	時価（*）	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	米ドル売 円買	42,188 百万円	207 百万円	△ 87 百万円	△ 87 百万円
	ユーロ売 円買	6,438 百万円	－	△ 1 百万円	△ 1 百万円
	ポンド売 円買	5,088 百万円	－	△ 0 百万円	△ 0 百万円
	豪ドル売 円買	8,665 百万円	－	23 百万円	23 百万円
	マレーシアリンギット売 円買	1,392 百万円	－	△ 55 百万円	△ 55 百万円
	米ドル売 ユーロ買	98 百万円	13 百万円	△ 21 百万円	△ 21 百万円
	ユーロ売 豪ドル買	575 百万円	－	△ 3 百万円	△ 3 百万円
	ユーロ売 米ドル買	191 百万円	－	△ 1 百万円	△ 1 百万円
	ポンド売 豪ドル買	1,029 百万円	－	6 百万円	6 百万円
	ポンド売 米ドル買	195 百万円	－	0 百万円	0 百万円
合計		65,863 百万円	221 百万円	△ 141 百万円	△ 141 百万円

(*) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額は、次のとおりである。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価（*1）
原則的処理方法	為替予約取引				
	米ドル売 円買	外貨建予定取引	6,491 百万円	1,465 百万円	△ 266 百万円
	米ドル買 円売		473 百万円	－	△ 23 百万円
	ユーロ買 円売		302 百万円	226 百万円	△ 12 百万円
	米ドル売 ユーロ買		1,292 百万円	100 百万円	△ 106 百万円
	米ドル売 韓国ウォン買		1,293 百万円	－	33 百万円
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	米ドル売 円買	完成工事未収入金	415 百万円	－	(*2)
	米ドル買 円売	工事未払金	64 百万円	－	
	ユーロ買 円売		22 百万円	22 百万円	
合計			10,354 百万円	1,814 百万円	△ 376 百万円

(*1) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

(*2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている完成工事未収入金及び工事未払金と一体として処理されているため、その時価は、当該完成工事未収入金及び工事未払金の時価に含めて記載している（上記 資産(2)、負債(1)参照）。

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	10,000 百万円	10,000 百万円	(*)
合計			10,000 百万円	10,000 百万円	－

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記 負債(5)参照）。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	30,988 百万円
出資証券	2 百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(5) 投資有価証券」には含めていない。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内
現金預金	137,420 百万円	－
受取手形・完成工事未収入金（*）	67,010 百万円	3 百万円
ジョイントベンチャー持分資産	179,360 百万円	－
有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	6,999 百万円	－
合計	390,791 百万円	3 百万円

（*）個別に計上している貸倒引当金を控除している。

（注４）長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	333 百万円	－	－	－	－	－
長期借入金	5 百万円	10,005 百万円	2 百万円	－	－	1 百万円

〔税効果会計に関する注記〕

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払工事原価		4,737 百万円
繰越欠損金		4,589 百万円
賞与引当金		1,067 百万円
工事損失引当金		970 百万円
減価償却超過額		674 百万円
その他		5,310 百万円
繰延税金資産小計		17,349 百万円
評価性引当額	△	1,694 百万円
繰延税金資産合計		15,655 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△	987 百万円
その他	△	171 百万円
繰延税金負債合計	△	1,159 百万円
繰延税金資産純額		14,495 百万円

２．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年３月 29 日に国会で成立し、平成 28 年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.2%から平成 28 年４月１日に開始する連結会計年度及び平成 29 年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.8%に、平成 30 年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 534 百万円、繰延ヘッジ損益が 30 百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が 561 百万円、その他有価証券評価差額金が 52 百万円、退職給付に係る調整累計額が 4 百万円それぞれ増加している。

また、欠損金の繰越控除制度が平成 28 年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 60 相当額に、平成 29 年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 55 相当額に、平成 30 年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額に控除限度額が改正されているが、これによる影響は軽微である。

〔１株当たり情報に関する注記〕

１株当たり純資産額	772 円 89 銭
１株当たり当期純利益	13 円 03 銭

〔退職給付に関する注記〕

１．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度である。）では、主として勤続年数、資格、業績評価に応じ付与されるポイントの累積数に基づいた一時金又は年金を支給する。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給する。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算している。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高		22,151 百万円
勤務費用		966 百万円
利息費用		228 百万円
数理計算上の差異の発生額		229 百万円
過去勤務費用の発生額		32 百万円
退職給付の支払額	△	1,999 百万円
その他		122 百万円
退職給付債務の期末残高		21,732 百万円

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高		21,815 百万円
期待運用収益		418 百万円
数理計算上の差異の発生額	△	852 百万円
事業主からの拠出額		947 百万円
退職給付の支払額	△	1,990 百万円
その他	△	24 百万円
年金資産の期末残高		20,314 百万円

（３）簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高		700 百万円
退職給付費用		288 百万円
退職給付の支払額	△	97 百万円
制度への拠出額	△	91 百万円
その他	△	179 百万円
退職給付に係る負債の期末残高		621 百万円

（４）退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務		22,892 百万円
年金資産	△	21,429 百万円
		1,463 百万円
非積立型制度の退職給付債務		576 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額		2,039 百万円

退職給付に係る負債		2,134 百万円
退職給付に係る資産	△	94 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額		2,039 百万円

（５）退職給付費用及びその他内訳項目の金額

勤務費用		966 百万円
利息費用		228 百万円
期待運用収益	△	418 百万円
数理計算上の差異の費用処理額		11 百万円
過去勤務費用の費用処理額	△	114 百万円
簡便法で計算した退職給付費用		288 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用		963 百万円

（６）退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

過去勤務費用	△	146 百万円
数理計算上の差異	△	1,070 百万円
合計	△	1,217 百万円

（７）退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

未認識数理計算上の差異	△	393 百万円
合計	△	393 百万円

（８）年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債券	26%
株式	35%
一般勘定	25%
その他	13%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

（９）数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として 0.7%
長期期待運用収益率	主として 1.9%

３．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、653 百万円である。

連結株主資本等変動計算書

自　2015年 4月 1日
至　2016年 3月 31日

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	43,396	37,112	115,831	△ 1,405	194,934
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,367		△ 3,367
親会社株主に帰属する当期純利益			3,375		3,375
自己株式の取得				△ 16	△ 16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	8	△ 16	△ 8
当期末残高	43,396	37,112	115,839	△ 1,422	194,926

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,218	△ 2,064	5,229	1,076	11,460	2,010	208,405
当期変動額							
剰余金の配当							△ 3,367
親会社株主に帰属する当期純利益							3,375
自己株式の取得							△ 16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 4,831	445	△ 1,057	△ 775	△ 6,219	△ 49	△ 6,269
当期変動額合計	△ 4,831	445	△ 1,057	△ 775	△ 6,219	△ 49	△ 6,277
当期末残高	2,386	△ 1,618	4,171	300	5,240	1,961	202,128

個 別 注 記 表

〔 重要な会計方針に係る事項に関する注記 〕

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用している。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）を採用している。

時価のないもの

移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）を採用している。

（２）デリバティブ

時価法を採用している。

（３）たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用している。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

建物については定額法、建物以外の有形固定資産については定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物・構築物	８～57 年
機械・運搬具	４～17 年
工具器具・備品	４～15 年

（２）無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（最長５年）に基づいている。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

（２）完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上している。

（３）工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

（４）賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上している。

（５）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

（６）ＰＣＢ処理引当金

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。

４．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

（１）当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

（２）その他の工事

工事完成基準

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

６．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用し、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用している。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約及び外貨預金、金利スワップ

ヘッジ対象　　外貨建資産負債及び外貨建予定取引、借入金

（３）ヘッジ方針

外貨建資産負債及び外貨建予定取引は、為替リスク管理方針に関する社内規定及び運用細則に基づき、キャッシュ・フローの円貨を固定するため及び為替変動リスクを軽減するために、為替予約及び外貨預金を利用してヘッジを行っている。

借入金は、金利スワップに関する運用規定に基づき、支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用してヘッジを行っている。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として決算時にヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動の累計額を基礎に行っている。

但し、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略している。

７．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年９月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成 25 年９月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更している。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更している。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58－２項(4)及び事業分離等会計基準第 57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる計算書類に与える影響はない。

〔 貸 借 対 照 表 に 関 す る 注 記 〕

１．有形固定資産の減価償却累計額　8,449 百万円

２．保証債務等

従業員の住宅融資に対する保証	54 百万円
関係会社の工事に関するボンド等に対する保証	55,502 百万円
関係会社の一括支払信託債務に対する併存的債務引受	5,622 百万円
関係会社の電子記録債務に対する保証	485 百万円
計	61,665 百万円

このほか、関係会社の為替予約取引に対する保証（契約額 2,446 百万円）がある。

３．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,010 百万円
長期金銭債権	7,701 百万円
短期金銭債務	23,731 百万円

４．ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社の持分相当額である。

〔 損 益 計 算 書 に 関 す る 注 記 〕

１．工事進行基準による完成工事高　425,584 百万円

２．関係会社との取引高

売上高	6,401 百万円
仕入高	33,719 百万円
営業取引以外の取引高	3,335 百万円

３．完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額　3,081 百万円

〔 株主資本等変動計算書に関する注記 〕

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,340 千株

〔税効果会計に関する注記〕

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払工事原価		3,984 百万円
繰越欠損金		3,932 百万円
関係会社株式評価損		3,788 百万円
貸倒引当金		1,039 百万円
工事損失引当金		950 百万円
その他		5,874 百万円
繰延税金資産小計		19,569 百万円
評価性引当額	△	6,227 百万円
繰延税金資産合計		13,342 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△	936 百万円
その他	△	23 百万円
繰延税金負債合計	△	959 百万円
繰延税金資産純額		12,382 百万円

２．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年３月 29 日に国会で成立し、平成 28 年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.2%から平成 28 年４月１日に開始する事業年度及び平成 29 年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.8%に、平成 30 年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 459 百万円、繰延ヘッジ損益が 30 百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が 479 百万円、その他有価証券評価差額金が 49 百万円それぞれ増加している。

また、欠損金の繰越控除制度が平成 28 年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 60 相当額に、平成 29 年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 55 相当額に、平成 30 年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額に控除限度額が改正されているが、これによる影響は軽微である。

〔 関連当事者との取引に関する注記 〕

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	千代田工商㈱	直接 100%	工事の発注 役員の兼任	資金の預り（注１）	預り　4,300 百万円 払出　5,700 百万円	預り金	4,600 百万円
				工事の発注（注２）	14,270 百万円	工事未払金	6,495 百万円
子会社	千代田テクノエース㈱	直接 100%	工事の発注 役員の兼任	資金の預り（注１）	預り　3,800 百万円 払出　8,100 百万円	預り金	3,400 百万円
子会社	千代田インターナショナル・コーポレーション	直接 100%	債務の保証	債務保証（注３）	44,700 百万円	―	―
子会社	ピー・ティー・千代田インターナショナル・インドネシア	直接 99.3% 間接 0.7%	債務の保証	債務保証（注３）	4,433 百万円	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 運用利率その他の条件については、市中金利水準を参考の上決定している。

（注２） 市場価格等を勘案し交渉の上、適正価格にて契約している。

（注３） 子会社又は子会社が参画するジョイントベンチャーの工事に関するボンド等に対し、当社が保証を行ったものである。

〔 1 株 当 た り 情 報 に 関 す る 注 記 〕

１株当たり純資産額	627 円 17 銭
１株当たり当期純損失	13 円 04 銭

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自　2015年 4月 1日
至　2016年 3月 31日

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	43,396	37,112	34,500	54,823	89,323	△ 1,405	168,427
当期変動額							
剰余金の配当				△ 3,367	△ 3,367		△ 3,367
当期純損失（△）				△ 3,376	△ 3,376		△ 3,376
自己株式の取得						△ 16	△ 16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	△ 6,743	△ 6,743	△ 16	△ 6,760
当期末残高	43,396	37,112	34,500	48,079	82,579	△ 1,422	161,666

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,091	△ 1,797	5,294	173,721
当期変動額				
剰余金の配当				△ 3,367
当期純損失（△）				△ 3,376
自己株式の取得				△ 16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 4,822	290	△ 4,532	△ 4,532
当期変動額合計	△ 4,822	290	△ 4,532	△ 11,293
当期末残高	2,269	△ 1,507	761	162,428